

平成26年度第1回旭川市子ども・子育て審議会
放課後児童健全育成事業専門部会 議事録

- 開催日時 平成26年12月5日(金) 18:30~20:00
- 開催場所 旭川市第二庁舎3階 問診指導室
- 出席者
 - ・ 部会委員 斎藤委員, 佐藤委員, 菅沼委員, 千田委員, 松村委員
 - ・ 旭川市子育て支援部こども育成課
堀内課長, こども育成係 八木係長, 田上主査, 清原, 佐々木

- 議事概要
 - 1 開会
 - 2 委員紹介
委員の紹介と事務局の職員の紹介
 - 3 協議事項
 - (1) 部会長の選出について
 - ・ 事務局から, 千田委員を提案し, 部会委員から承認を得る。
千田委員が部会長に決定

 - (2) 部会長職務代理者の氏名について
 - ・ 千田部会長が, 佐藤委員を指名, 了承を得る。
佐藤委員が職務代理者に決定

 - (3) 会議の公開等に関する取扱いについて
 - ・ 事務局より, 旭川市子ども・子育て審議会の公開等の状況を別紙1-2に基づいて説明を行い, 本部会も審議会と同様の扱いとすることで部会の承認を得る。

 - (4) 旭川市放課後児童健全育成事業(旭川市留守家庭児童会事業)の概要について
 - ・ 事務局より, 資料4に基づいて, 旭川市の留守家庭児童会における利用及び整備の現状について, 留守家庭児童会の入会状況, 設置状況, 事業費の状況, 児童員の雇用状況を説明。さらにタクシー移送や春光住民児童センターでの取組についても説明。
- (委員)

平成26年5月1日現在で100人の待機児童がいるが, 平成27年度から6年生までの受入となるとさらに増えることとなり, 本部会でも今後協議・検討を要することと思われる。

(委員)

障害のある児童の受入状況で6区分となっているが、その状況について、市はどのように把握をしているのか。その児童の状況に応じて、遊びなどの指導内容が変わってくることで、その児童会にいる児童への指導や児童会の運営に影響が出てくると思う。

(事務局)

入会申込書に記載をしていただき、学校との情報共有や保護者との面談（保護者との面談は全入会児童が対象）などにより把握をしている。施設自体が、バリアフリーとなっていないため、必要があると判断した場合には、入会前に保護者と児童に、児童会で子ども達が生活している状況を実際に見てもらい、児童への対応の相談や、保護者に生活できるか判断していただいている。

(委員)

障害を理由に入会を拒否したことはあるのか。

(事務局)

少なくとも子育て支援部になってからは、無い。そのような申込みがあった場合については、どのように受入を行えるか、指導員、学校、さらに保護者とも相談しながらその児童やその児童会を利用している児童にとって良い生活環境を整えたいと考えている。

(委員)

例えば障害のある1年生の児童が4月から児童会を利用するとなった場合、指導員への研修については、どのように行っているのか。

(事務局)

個別な対応や勉強の機会を設けることはある。指導員全体への研修も行っており、北海道療育園から先生を招いたりもしているが、個別の児童への対応としては、小学校に通っている児童ということもあって、学校との連携による対応が大きい。担任の先生、養護教諭などの協力や情報の共有など、学校やさらには保護者と連携することで対応を行っている。

(委員)

高学年を対象とすると、低学年への対応とは、発達の段階や体の大きさなどが違ってくるので、その対応をどのようにしていくか今後の検討課題だと思う。

(委員)

そもそも指導員は足りているのか。6年生まで増やしたときに指導員配置の対応ができるのか。指導員をしたい人がいても、資格がないから出来ないという人もいるのではないか。

(事務局)

十分に配置できる人数が確保されているとまでは言えなく、特に代替指導員については、不足しており、指導員の勤務の配置は苦慮している。市としては、指導員については、これからも有資格者としており、一定程度の質を確保していきたいと考えているが、実際に指導員の人数が足りなくなっている現状も踏まえて検討が必要であるとも認識している。

(委員)

質の確保は必要であると思う。

(委員)

男性の指導員に対して、児童が非常に喜んだとの話を聞いている。男性の指導員はどれくらいいるのか。

(事務局)

2名。指導員については、勤務時間が主に午後だけとなっていることから、生計を立てるだけの給料とはならないので、扶養されている方が多い。さらに保育士などが不足している状況の影響もあると思われる。

(委員)

年齢制限はあるのか。

(事務局)

1年の期間採用となっており年齢制限はないが、子ども達と生活するということで体力的なことなどを考慮しながら、面談などにより採用をしている。

(委員)

大学生が、小学校に学生実習で来てくれると子ども達は喜んでいるが、例えば児童会でも卒業から就職までの間とかに入ることは出来ないのか。指導員の他にそういう人がいるとより安心感があると思う。

(委員)

卒業と同時に資格の取得となるので、見込みでの採用は難しいと思われるが、学生も子ども達と過ごせるということで、喜んで参加はすると思う。

(事務局)

平成24年度から、教育大学生数名を授業の一貫でボランティアとして2か月間で数日の受入を行っている。子ども達には、非常に好評である。

(委員)

各児童会の満足度を調査しているのか。指導員の能力によるものが大きいかと思うが、遊びの内容や指導方法などを把握して、評価することや他の児童会へ良い取組を紹介できるのではないか。

(事務局)

満足度としてのアンケート調査は行っていないが、全体的な利用状況などについてなどの把握は行っている。現在は、利用者が児童会を選択できる制度となっていないので、提供できている環境の均一性を図る必要はあると考えるが、児童会の場所や大きさなどからも違ってくるので難しい面もある。他の児童会の取組については、指導員同士で情報交換を行ってもいるが、指導員を4年程度で異動させることとしており、一定程度他の児童会の取組を把握できるようにしている。

(委員)

児童会によっては、けん玉名人などの指導者を招いて、子ども達に指導をしてもらっている。子ども達がすごく上手になっていくのをみたことがある。このような取組を行っている児童会もあるため、特に4～6年生まで対象が増えることを考慮し、今後の指導員の異動により指導員以外の指導者との繋がりが広がる取組や、指導員同士の情報交流を増やす方向での取組を望む。

(5) 事業を利用できる事由について

・資料5, 7に基づいて、説明

市の考え方について、概ね妥当と判断し、部会の答申案とすることで決定した。なお、決定に当たっては、次のような意見交換がなされた。

(委員)

市はどういったことで「適正かつ公正な利用確保のため」に「衣服の着替えやトイレなど、身の回りのことがおおむね一人でできること」という条件が必要であると考えているのか。

(事務局)

現在、旭川市の放課後児童健全育成事業は、市が実施しているものだけだが、今後、民間事業者による事業展開も考えているため、利用できる事由①～⑧については共通な事由と考えており、その下の①②については、旭川市の独自の取り決めと考えている。その①については、利用できる施設の状況や指導員の配置状況から、集団での生活の中で、市として対応できる範囲として示させていただいている。確かに「適正かつ公正という」表現は合致していないので修正することで検討する。

(委員)

①の記載により、児童会を選択せずに児童デイサービスしか利用できないと思わないか。保護者が選択できることが必要だと思う。この記載について、今まで苦情等はなかったのか。

(事務局)

このことでの苦情はなく、これまで記載をしてきた。

(委員)

記載がなかった場合、入ってから悪循環となることも考えられるので、保護者に児童会でも子どもが生活できるのか検討いただく必要があると思う。

(委員)

要相談などの記載を加えることで、保護者が児童会で子どもが生活できるか検討することが出来るようになり、児童会も選択できるようになるのではないか。

(委員)

負担金が未納の方はどれくらいいるのか。未納の状況やその対応はどのようになっているのか。

(事務局)

年間で80万円程度が未納となっており、当該年度の収納率は98%を超えているが、過年度になると10%を下回る収納率となっている。1, 2年生の時は払っていたが、3年生になると来年度以降児童会の対象ではなくなるため、支払わない例などもある。未納の方には、督促状や、過年度分においては催告状を年数回送っている。5年間未納が無いこととしているのは、公債権として扱っており5年で時効となるためである。

負担金の他におやつ代として1,500円~2,000円程度児童会へ直接支払っている。こちらについては、指導員に直接支払っているため、未納はない。

(6) 事業の優先利用について

・資料6, 7に基づいて、現行の優先利用を説明。その後、平成27年度以降の考え方を説明。

市の考え方について、概ね妥当と判断し、部会の答申案とすることで決定した。なお、決定に当たっては、市の考えについて特に意見はなかった。

4 その他

・次回の開催日時について

平成26年12月10日 午後7時から（本日と同じ場所）

5 閉会